

青森県報

号外第十七号

令和三年
三月二十四日
(水曜日)

告 示

○臨時の職業訓練の施行………(労政・能力) 開 発 課 ……

青森県告示第二百十八号
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、令和三年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立 技術専門 校	臨時の職 業訓練を 実施する 能力を開 発する 校の名称	職業訓練 の種類 訓練課程	対象者	訓練科	訓練 期間	定数	授業料
青森県立 技術専門 校	普通職業 訓練課程 ・短	公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦又は 支授指示 を受けた 者	介護実務 者研修科	宅建物取 引士養成 科	六月 六月 五月	二〇人 ×三回 ×一五人 ×一回 ×一五人 ×一回	

青森県立
弘前高等
技術専門
校

販売士養成実践科	四月	×一五人 ×一回
パソコン事務科	三月	×二〇人 ×二回
IT活用実務科	三月	×一五人 ×二回
簿記基礎科	二月	×一五人 ×一回
簿記基礎科	二月	×二〇人 ×一回
ファイナンシャルプランナー養成科	四月	×一五人 ×一回
ビジネスコミュニケーション会計科	四月	×一五人 ×一回
パソコン事務・Web科	六月	×二〇人 ×一回
簿記・企業会計科	四月	×二〇人 ×一回
医療・調剤事務科	六月	×二〇人 ×一回
パソコン基礎科	五月	×一五人 ×一回
パソコン経理科	四月	×二〇人 ×一回
Webプログラミン	六月	×一五人 ×一回
宅建・ファイナンシャルプランナー養成科	六月	×二〇人 ×一回

青森県立 青森高等 技術専門 校										青森県立 青森高等 技術専門 校									
普通職業 訓練・普 通課程										公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者									
栄養士養成科	調理師養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	情報処理技能者養成科	トータルビューティ シヤン養成科	美容師養成科	栄養士養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	配管科	電気工事科	配管科	土木施工科	土木施工科	電気工事科	溶接科			
二年	一年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	時一 間四	時一 間四	時一 間四	時一 間四	時一 間二	時一 間五	時一 間四			
一五 回×	一五 回×	一五 回×	×一 回一 人	一五 回×	一三 回×	一四 回×	一九 回×	三七 回×	×一 回一 人	×一 回一 人	×二 回一 人	×二 回一 人	×一 回一 人	×一 回一 人	×一 回一 人	×一 回一 人			
										円千 二百	円千 二百	円千 二百	円千 二百	千 円	円千 三百	円千 二百			

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円

青森県立 八戸工 学院				
美容師養成科	美容師養成科	保育士養成科	美容師養成科	美容師養成科
二年	二年	二年	二年	二年
一六 回×	一 回一 人×	一九 回×	一 回一 人×	一 回一 人×